第百六十八条第一項中「第百三十七条第二項の」を「第百三十七条第一項の異議を述べるべき」に改め、同条第二項中「書類」の下に「（法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項の規定により法第二百十条第一項において準用する法第百三十九条第一項の規定を読み替えて準用する場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類）」を加え、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六　移転対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面

七　移転会社を保険者とする日本における保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

イ　当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額

ロ　当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性

ハ　保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性

第百六十八条第二項第九号を次のように改める。

九　移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあっては、日本における保険契約）について、次に掲げる事項を記載した書面

イ　当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金（外国保険会社等にあっては、法第百九十九条において準用する法第百十六条第一項の責任準備金をいう。ロ及びハ並びに次条第二号において同じ。）その他の準備金の額

ロ　当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転後における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性

ハ　保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性

第百六十八条第二項第十号中「公告」の下に「及び通知」を加え、同項第十一号中「第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数」を「第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた移転対象契約者の数」に、「第百三十七条第四項」を「第百三十七条第三項」に改め、「第二百五十一条第二項」の下に「及び第三項」を、「適用する場合」の下に「並びに法第二百七十条の四第九項の規定により読み替えて準用する場合」を加え、同項中第十三号を第十八号とし、第十二号を第十七号とし、第十一号の次に次の五号を加える。

十二　前号の異議を述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異議に対する移転会社又は移転先会社の対応を記載した書面

十三　移転対象契約者に対する剰余金の分配をする場合には、その額及びその算出方法並びにその分配の方法を記載した書面

十四　移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面

十五　移転先会社の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面

十六　保険契約の種類ごとに法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第五項に規定する場合において解約する旨を申し入れた移転対象契約者の数並びに同項の規定により移転会社が払い戻すべき金額及びその算出方法を記載した書面

第百六十八条の次に次の一条を加える。

（日本における保険契約の移転の認可の審査）

第百六十八条の二　金融庁長官は、前条第一項の規定による認可の申請に係る法第二百十条第一項において準用する法第百三十九条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一　保険契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

二　保険契約の移転後において、移転会社を保険者とする保険契約及び移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれること。

三　保険契約の移転後において、移転先会社の第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備金（外国保険会社等にあっては、第百四十六条第一項の契約者配当準備金）が適正に積み立てられることが見込まれること。

四　保険契約の移転後において、移転会社及び移転先会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること。

五　移転会社が、移転対象契約者に対して剰余金の分配をする場合には、当該分配が適正に行われるものであること。

第百六十九条第一号中「から第四項まで」を「から第三項まで」に改める。

第二百十一条の五十五第一項に次の一号を加える。

十五　第二百十二条の六の三第二項各号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合

第二編第十二章第五節の節名中「包括移転」を「移転」に改める。

第二百十一条の六十二を次のように改める。

（保険契約の移転に係る公告事項）

第二百十一条の六十二　法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項（法第二百五十一条第二項及び第三項により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）とする。

一　移転先会社の商号、名称又は氏名

二　移転先会社の本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地

三　移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。）又は法第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この号及び第二百十一条の六十四第二項第十五号において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

四　保険契約の移転後における移転対象契約（法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。第二百十一条の六十四第二項、第二百十一条の六十四の二第一号及び第二百十一条の六十六において同じ。）に関するサービスの内容の概要

五　法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第五項に関する事項

六　保険契約の移転前及び移転後における移転会社及び移転先会社の法第百十四条第一項（法第百九十九条及び法第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）に規定する契約者配当又は社員に対する剰余金の分配（以下この号において「配当等」という。）の方針並びに保険契約の移転前における移転会社及び移転先会社の配当等の額

七　移転対象契約者（法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約者をいう。第二百十一条の六十四第二項及び第二百十一条の六十四の二第五号において同じ。）に対する剰余金の分配をする場合には、その旨及びその分配の方法

第二百十一条の六十三中「第百三十七条第四項」を「第百三十七条第三項」に改め、「第二百五十一条第二項」の下に「及び第三項」を加える。